



# 佐賀県公報

平成16年  
3月31日  
(水曜日)  
号外第10号

## 目次

(◎印は、県例規集に登録するもの)

### 訓令 甲

- ◎佐賀県守衛等服務規程の一部改正 (三・総務学事課 一)
- ◎保健所処務規程の一部改正 (四・福祉課 一)
- ◎佐賀県青少年対策本部設置規程の一部改正 (五・児童青少年課 三)
- ◎佐賀県青少年対策の連絡調整に関する事務処理規程の一部改正 (教育委員会訓令甲・一) 三
- ◎佐賀県青少年対策の連絡調整に関する事務処理規程の一部改正 (警察本部訓令・五) 三
- ◎佐賀県青少年対策の連絡調整に関する事務処理規程の一部改正 (六・児童青少年課 四)
- ◎佐賀県青少年対策の連絡調整に関する事務処理規程の一部改正 (教育委員会訓令甲・二) 四
- ◎佐賀県青少年対策の連絡調整に関する事務処理規程の一部改正 (警察本部訓令・六) 四
- ◎くらしの安全安心課の消費生活・計量業務に従事する職員の週休 (七・生活文化課 四)
- ◎日及び勤務時間の割振りに関する規程 (八・農政課 五)
- ◎佐賀県農林水産業協同組合検査規程 (九・監理課 九)
- ◎佐賀県土木事務所処務規程の一部改正 (一〇・用度管財課) 一〇
- ◎佐賀県職員の仕事の進め方に関する規程の一部改正 (一〇・用度管財課) 一〇

### ○ 訓令 甲

#### ●佐賀県訓令甲第三号

佐賀県守衛等服務規程（昭和五十年佐賀県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

本 庁

第二条第一項中「総務学事課長」を「総務法制課長」に改める。  
第九条の表を次のように改める。

位 置	開 扉 時 刻	閉 扉 時 刻
庁舎出入口（守衛室内及び本館西南出入口を除く。）	登庁時刻一時間前	退庁時刻一時間後
庁舎出入口（本館西南出入口に限る。）	登庁時刻一時間前	退庁時刻五時間後
正 門	登庁時刻一時間三十分前	退庁時刻三時間後
南 別 館 門	登庁時刻一時間三十分前	退庁時刻三時間後
東 別 館 門	登庁時刻一時間三十分前	退庁時刻三時間後
南 別 館 門	登庁時刻一時間三十分前	退庁時刻五時間後
西 別 館 門	登庁時刻一時間三十分前	退庁時刻五時間後

第十条第一項第三号キを次のように改める。

キ 庁舎内で喫煙する行為

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

#### ●佐賀県訓令甲第四号

厚生部  
各保健所

保健所処務規程（昭和三十三年佐賀県訓令甲第十六号）の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第二条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 医療法第七条第一項の規定による診療所又は助産所の開設の許可及

び同条第二項の規定による病床数等の変更の許可に関すること  
 第二条第一項第七号の次に次の三号を加える。

七の二 医療法第十二条第一項ただし書の規定による開設者以外の者の病院、診療所又は助産所の管理の許可及び同条第二項の規定による医師、歯科医師又は助産師が二以上の病院、診療所又は助産所を管理する場合の許可に  
 関すること

七の三 医療法第十六条ただし書の規定による医師が宿直しないことの許可  
 に関すること

七の四 医療法第十八条ただし書の規定による専属の薬剤師を置かないこと  
 の許可に関すること

第二条第一項第九号の二の次に次の一号を加える。

九の三 医療法第六十八条において準用する民法第五十七条の規定による特

別代理人の選任に関すること

第二条第一項第五十三号の五の次に次の一号を加える。

五十三の六 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十六条第

一項の規定による食品、添加物、器具又は容器包装の検査命令に関するこ

と

第二条第一項第五十四号中「(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十七条

第一項(第二十九条第一項及び第三項)を「第二十八条第一項(第六十二条第

一項及び第三項)に改め、同号の次に次の一号を加える。

五十四の二 食品衛生法第四十八条第八項の規定による食品衛生管理者の設

置及び変更の届出の受理に関すること

第二条第一項第五十五号中「第二十一条」を「第五十二条」に改め、同項第

五十五号の二中「第二十一条の二第二項」を「第五十三条第二項」に、「届

出」を「許可営業者の地位の承継の届出の受理」に改め、同項第五十六号中

「第二十二条」を「第五十四条」に、「第四条、第五条、第六条及び第七条第

二項」を「第六条、第九条、第十条及び第十一条第二項」に、「第二十三条及

び第二十四条」を「第五十五条及び第五十六条」に、「第二十九条第一項及び  
 第三項」を「第六十二条第一項及び第三項」に改め、同項第五十七号中「第二  
 十一条」を「第七十一条」に、「届出」を「申請書又は届出書の記載事項の変  
 更の届出の受理」に改め、同項第五十八号を次のように改める。

五十八 削除

第二条第一項第五十九号の二中「届出」を「許可営業者の地位の承継の届出  
 の受理」に改め、同項第六十一号を次のように改める。

六十一 食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則(平成十二年佐賀県規

則第二十九号)第十三条の規定による営業の廃止の届出の受理に関するこ

と

第二条第一項第六十一号の次に次の一号を加える。

六十一の二 食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則第十五条の規定に

よる食品衛生責任者の設置及び変更の届出の受理に関すること

第二条第一項第六十三号の次に次の一号を加える。

六十三の二 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年

法律第二十号)第五条第一項から第三項までの規定による特定建築物の届

出の受理に関すること

第二条第一項第六十四号中「(昭和四十五年法律第二十号)」を削り、同項

第六十五号の次に次の三号を加える。

六十五の二 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第

一項の規定による事業の登録に関すること

六十五の三 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の四の

規定による登録の取消に関すること

六十五の四 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の五第

一項の規定による報告の聴取、立入検査及び質問に関すること

第二条第一項第九十二号の四の次に次の三号を加える。

九十二の五 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八

十七号)第十九条の規定による指導及び助言に関すること

九十二の六 使用済自動車の再資源化等に関する法律第三十条第一項の規定による報告の徴収に関すること

九十二の七 使用済自動車の再資源化等に関する法律第三十一条第一項の規定による立入検査に関すること

第二条第一項中第九十九号の二を同項第九十九号の六とし、第九十九号の次に次の四号を加える。

九十九の二 佐賀県小規模水道条例第四条の規定による届出の受理及び検査に関すること

九十九の三 佐賀県小規模水道条例第八条第二項の規定による管理者の設置及び変更の届出の受理に関すること

九十九の四 佐賀県小規模水道条例第九条の規定による健康診断の受診命令に関すること

九十九の五 佐賀県小規模水道条例第十条の規定による休止及び廃止の届出の受理に関すること

附則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第九十二号の四の次に三号を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第五号

●佐賀県教育委員会訓令甲第一号

●佐賀県警察本部訓令第五号

本 庁

教 育 庁

警 察 本 部

佐賀県青少年対策本部設置規程(昭和五十八年佐賀県訓令甲第四号、佐賀県教育委員会訓令甲第四号、佐賀県警察本部訓令第四号)の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県教育委員会委員長 杉 町 誠二郎

佐賀県警察本部長 菊 谷 岩 夫

第六条第二項中「厚生部長」を「くらし環境本部長」に改める。

第七条中「厚生部児童青少年課」を「くらし環境本部こども課」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第三条、第六条関係)

本 部 員

くらし環境本部長

健康福祉本部長

農林水産商工本部長  
生産振興部長

県土づくり本部長

経営支援本部長  
教育長

警察本部長

幹 事

こども課長  
私学文化課長

国際課長  
くらしの安全安心課長

環境課長

地域福祉課長

母子保健福祉課長

健康増進課長

薬務課長

生活衛生課長

労働課長

農産課長

水産課長

林業課長

まちづくり推進課長

森林整備課長

市町村課長

学校教育課長

社会教育課長

文化課長

体育保健課長  
少年課長  
生活保安課長  
交通指導課長

附則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第六号

●佐賀県教育委員会訓令甲第二号

●佐賀県警察本部訓令第六号

本 庁

教育庁

警察本部

佐賀県青少年対策の連絡調整に関する事務処理規程(昭和五十八年佐賀県訓令甲第五号、佐賀県教育委員会訓令甲第五号、佐賀県警察本部訓令第五号)の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県教育委員会委員長 杉 町 誠二郎

佐賀県警察本部長 菊 谷 岩 夫

第二条第一項中「各部長(環境生活局長及び水産林務局長を含む。)」を「各本部長(生産振興部長を含む。)」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生部長」を「くらし環境本部長」に改め、同条第四項中「厚生部長」を「くらし環境本部長」に、「財政課長及び総務部長」を「財務課長及び経営支援本部長」に改める。

第三条第二項から第四項まで及び第四条から第六条までの規定中「厚生部長」を「くらし環境本部長」に改める。

附則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第七号

くらし環境本部くらしの安全安心課

くらしの安全安心課の消費生活・計量業務に従事する職員の週休日及び勤時間の割振りに関する規程を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

くらしの安全安心課の消費生活・計量業務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程  
(趣旨)

第一条 この規程は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号)第四条の規定に基づき、くらしの安全安心課の消費生活・計量業務に従事する職員(以下「職員」という。)の週休日及び勤務時間の割振りに関し必要な事項を定めるものとする。  
(週休日)

第二条 職員の週休日は、月曜日(当該月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日にあたる場合は、その翌日)及びくらしの安全安心課長(以下「課長」という。)が職員ごとに毎四週間につき四日(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))にあつては、四日以上)となるように指定する日とする。

2 課長は、前項の規定にかかわらず、業務の状況により必要があると認めるときは、課長の週休日(以下「再任用短時間勤務職員」という。)が毎四週間につき八日となるようにその割振りを行うことができる。

(勤務時間の割振り)

第三条 職員の勤務時間は、課長が職員ごとに毎四週間につき一週間当たり勤務時間が四十時間となるように、前条の週休日以外の日においてその割振りを行うものとする。この場合において、始業時刻は八時三十分とし、終業時

刻は十七時十五分とする。

2 課長は、業務の状況により必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、始業時刻及び終業時刻を繰り上げ、又は繰り下げて職員に勤務を命ずることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員の勤務時間は、課長が、職員ごとに毎四週間につき一週間当たりの勤務時間がその職員について知事が別に定めた勤務時間となるように、前条の週休日以外の日においてその割振りを行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

(佐賀県消費生活センターに勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程の廃止)

2 佐賀県消費生活センターに勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程(平成七年訓令甲第二号)は、廃止する。

●佐賀県訓令甲第八号

農林水産商工本部

佐賀県農林水産業協同組合検査規程を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県農林水産業協同組合検査規程

(趣旨)

第一条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十四条、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二百三十三条及び森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第百十一条の規定により組合等に対して知事が行う検査(以下「検査」という)は、この規程の定めるところによ

る。

(定義)

第二条 この規程において、「組合等」とは、次に掲げる者の総称をいう。

一 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農業協同組合中央会

二 漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合

三 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会

四 農業協同組合法第九十三条第二項に規定する子会社及び水産業協同組合法第九十二条第二項に規定する子会社(以下これらを「子会社」という。)

(検査の目的)

第三条 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合等の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合等に対する個別指導の実を挙げ、もって組合等の正常な事業運営を促進し、農水産業の健全な発展に資することを目的とする。

(検査権の行使)

第四条 検査は、知事が指示した事務吏員又は技術吏員(以下「検査吏員」という。)に行わせるものとする。ただし、検査吏員でない職員を検査吏員の指揮下にその検査に従事させることがある。

(検査事項)

第五条 検査は、次の事項について行うものとする。

- 一 業務運営の状況
- 二 資産及び負債並びに損益の状況

(検査の方法)

第六条 検査は、組合等の事務所、倉庫、事業場その他組合等の業務に係るある場所で、実地検査の方法により行うものとする。ただし、必要があるときは、これらの場所以外の場所において帳簿その他の書類につき検査を行う

ことができる。

2 検査吏員及び検査に従事する職員(以下「検査員」と総称する。)は、十分な注意をもって検査を実施するとともに、事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たって、常に公平不偏の態度を保持しなければならない。

3 検査吏員は、組合等の内部統制組織の信頼性の程度を勘案して、検査の範囲を合理的に決定しなければならない。

4 検査吏員は、組合等の業務及び会計が適正であり、かつ、妥当であるかどうかの意見を表明するに足りる合理的な基礎を得るまで、検査を実施しなければならない。

(検査基準日及び検査の範囲)

第七条 検査基準日は、検査に着手した日の前業務日とする。ただし、検査に着手した日の前業務日に残高試算表が作成されていない場合は、検査に着手した日の直近の残高試算表が作成された日を検査基準日とすることができる。

2 検査は、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までの組合等の業務及び会計の状況について行うものとする。ただし、特に必要があると認める場合には、検査基準日の属する事業年度の前事業年度開始の日前及び検査基準日後の組合等の業務及び会計の状況についても検査を行うことができる。

(無通告検査の原則)

第八条 検査は、あらかじめ通告しないで行うものとする。ただし、知事が必要があると認めた場合は、この限りでない。

(検査命令書の呈示及び身分証明書の携帯)

第九条 検査員は、検査を行うときは、組合等の理事その他の責任者に対し当該検査に係る検査命令書(様式)を呈示するとともに、県職員身分証明書を携帯しなければならない。

(執務時間内検査の原則)

第十条 検査は、被検査組合等の執務時間内に行う。ただし、予備検査その他

やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(検査の立会い)

第十一条 検査に当たっては、組合等の理事その他の責任者一人以上の立会いを得て行わなければならない。

2 検査に当たっては、監事(子会社においては、監査役。以下同じ。)の立会いを得るようしなければならない。

(私物検査の制限)

第十二条 検査員は、役職員の私物については、検査を行ってはならない。ただし、検査上特に必要がある場合において、相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

(取引先その他の照査)

第十三条 検査員は、検査上特に必要がある場合においては、組合員若しくは会員若しくはその他の取引先(出資先を含む。)、退職した役職員又はその他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めなければならない。

(被検査組合等に対する配慮)

第十四条 検査員は、検査に当たっては、組合等の業務の執行に支障のないようにとともに、組合等に無用の負担を負わせないように留意しなければならない。

(品位の保持等)

第十五条 検査員は、検査に当たっては、常に品位を保持し、検査に対する信頼を得るように努めなければならない。

(意見の聴取)

第十六条 検査吏員は、検査を終了するに際しては、検査によって明らかとなった事項について、役職員から意見を聴取するようしなければならない。

(検査講評)

第十七条 検査吏員は、検査を終了するに際しては、全役員に対して検査結果

についての講評を行い、それについての意見を聴取しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、講評の時期を変更し、又は一部の役員に対して講評を行うことができる。

(検査結果の報告)

**第十八条** 検査吏員は、検査を終了したときは、速やかに、被検査組合等の概要、検証事項、検査結果、意見等を記載した報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(検査書の作成及び交付)

**第十九条** 検査吏員は、検査の結果について別に定める検査書を作成し、速やかに知事に提出し、併せて当該組合等に交付するものとする。

(報告の徴求)

**第二十条** 知事は、前条の規定により提出された検査書に、法令の違反又は組合運営上是正若しくは改善の必要があると認められる重要な指摘事項がある場合は、当該組合等に対し、農業協同組合法第九十三条第一項若しくは第二項、水産業協同組合法第二百二十二条第一項若しくは第二項又は森林組合法第百十条の規定に基づき、必要な報告を徴求することができる。

(検査拒否等に対する措置)

**第二十一条** 検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により検査の実施が困難であると認められたときは、検査員は直ちにその旨を知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(秘密の保持)

**第二十二条** 検査員は、検査又は報告書の審査に当たって知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。  
(佐賀県農業協同組合検査規程の廃止)

2 佐賀県農業協同組合検査規程(昭和三十七年佐賀県訓令甲第二十五号)は、廃止する。

様式 (第9条関係)

第 号

検 査 命 令 書

所 属 職 名 氏 名

農業協同組合法第94条第4項の規定に基づき、下記農業協同組合の検査を命ずる。

記

組 合 名

期 間

年 月 日

佐 賀 県 知 事





## ●佐賀県訓令甲第九号

土 木 部  
各土木事務所

佐賀県土木事務所処務規程(昭和二十九年佐賀県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

受訓先中「土木部」を「県土づくり本部」に改める。

第一条第二項を次のように改める。

2 課に係長を置くことができる。

第一条に次の一項を加える。

3 前二項に定める者のほか、土木事務所に課長及び係長を置くことができる。

第二条第四項中「その係の事務を掌理する」を、「その課の事務の一部を処理する」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 前条第三項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、土木事務所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第三条第一項第三号から第三号の三までの規定中「(所長を除く。)」を削り、同項第四号の二及び第八号の二から第十号までの規定中「に基づく」を「による」に改め、同項中第十号の三を削り、第十号の二を第十号の七とし、第十号の次に次の五号を加える。

十の二 道路法第四十五条の規定による道路標識等の設置に関すること及び道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百十条の二の規定により公安委員会の行う道路標識等の設置について意見を述べること。

十の三 道路法第六十六条の規定による調査、工事等のための立入り及び一時使用に関すること。

十の四 道路法第九十一条の規定による道路予定区域における土地の形質の

変更及び工作物の新築、増築等の許可に関すること。

十の五 道路法第九十五条の二の規定による公安委員会との道路交通規制に係る調整に関すること。

十の六 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第九十一条及び道路管理者の意見聴取に関する省令(昭和二十六年運輸省・建設省令第一号)

第二条第一項(同条第二項の規定により準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣等の行う旅客自動車運送事業者の処分等に関し道路管理上の意見を述べること。

第三条第一項第十三号の八の次に次の二号を加える。

十三の九 河川法第九十五条の規定による国との協議に関すること(水利使用に係るものを除く。)

十三の十 河川法第九十九条の規定による河川管理施設の維持管理に属する事項の委託に関すること。

第三条第一項中第十四号の十七を第十四号の二十とし、第十四号の十三から第十四号の十六までを三号ずつ繰り下げ、同項第十四号の十二中「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号。以下「急傾斜地法」という。)」を「急傾斜地法」に改め、同号を同項第十四号の十五とし、同項第十四号の十一の次に次の三号を加える。

十四の十二 地すべり等防止法第二十三条第一項及び第二項の規定により地すべり防止施設の管理について必要な措置を命ずること。

十四の十三 地すべり等防止法第二十五条の規定による地すべり危険区域の居住者に対する立退きの指示に関すること。

十四の十四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号。以下「急傾斜地法」という。)

第三条第一項の規定により関係市町村長の意見をきくこと。

第三条第一項第十四号の二十の次に次の二号を加える。

十四の二十一 水防管理団体の水防計画の協議を受けること。

十四の二十二 水防演習計画の作成及び実施に関すること。

第三条第一項第十五号を第十五号の二とし、同項第十四号の二十二の次に次の一号を加える。

十五 公有水面埋立工事のための土地の立入り及び一時使用について許可するもの。

第三条第一項第十六号中「関すること」の下に「(土砂採取に係るものを除く。)」を加え、同項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)に基づく届出の受理、報告の徴収及び立入検査に関すること(河川砂利に係るものに限る。)

第三条第一項第二十二号中「に基づく」を「による」に改め、同項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二 広告物条例第十一条の規定による手数料の減免に関すること。

第三条第一項第二十五号を次のように改める。

二十五 広告物条例第十五条の規定により違反者に対して是正の指導等を行うこと。

第三条第一項第二十六号中「第三十一条の二第二項第十一号ハ若しくは第六十二条の三第四項第十一号ハ」を「第三十一条の二第二項第十三号ハ若しくは第六十二条の三第四項第十三号ハ」に改め、同項第三十二号中「に基づく」を「による」に、「この項」を「第三十四号から第三十八号まで」に改め、同項第三十三号中「のものと及び」を「で」に改め、同項第三十四号から第三十八号までの規定中「に基づく」を「による」に改め、同項第三十九号中「第五十四条第一号及び第二号」を「第五十四条各号」に、「該当し、かつ、容易に移転し、又は除去する」を「該当する」に改め、同条第二項第一号から第四号までの規定中「に基づく」を「による」に改め、同条第三項に次の一号を加える。

十 港湾区域内の公有水面埋立工事のための土地の立入り及び一時使用の許可に関すること。

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

●佐賀県訓令甲第十号

本 庁  
出先機関

佐賀県職員の職務発明等に関する規程(平成二年佐賀県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

受訓先中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第二条第二号を次のように改める。

二 課 佐賀県行政組織規則(平成十六年佐賀県規則第十六号。以下「組織規則」という。)第二条第一項、第三項及び第四項並びに第三条第二項に規定する課並びに組織規則第二十二条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織、同条第三項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに政策監及び組織規則第二十三条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。

第二条第三号及び第四号中「出先機関」を「現地機関」に改め、同条第八号中「(昭和二十二年法律百十五号)第一条の二第四項」を「(平成十年法律第八十三号)第二条第二項」に改め、同条第九号中「第七条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第十一号中「第十二条の五第一項各号」を「第二条第四項各号」に改め、同条第十二号中「出先機関」を「現地機関」に改める。

第三条第一項第一号中「昭和五十三年農林水産省令第十七号」を「平成十年農林水産省令第八十三号」に改め、同項第三号中「第十二条の四第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二項中「第七条第一項」を「第五条第一項」に、「登録の願書」を「願書の提出」に改める。

第六条第三項第二号中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項

附 則

第三号中「第八条第一項」を「第十条第一項」に、「实用新案法第八条第二項若しくは意匠法第十二条第一項若しくは第二項」を「若しくは实用新案法第十条第二項」に改める。

第七条第一号イ中「又は实用新案法第十一条」を削り、同号ロ中「(实用新案法第十三条において準用する場合を含む。)」を削り、「出願公告」を「特許査定」に改め、同号ハ中「第六十五条の二第一項又は实用新案法第十三条の二」を「第六十四条第一項」に改め、同条第三号中「種苗法施行規則第十条第一項の規定による公表」を「種苗法第十三条第一項に規定する出願公表」に改める。

第九条第一項中「第九条第三項」を「第十一条第三項」に改める。

第十条第二項第二号中「第十二条の七第一項」を「第三十二条第一項第一号」に、「品種登録者の名義の変更」を「育成権者の移転」に改める。

第十一条第二項中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第十三条第一項を次のように改める。

審査会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 出納局長、職員課長、財務課長及び用度管財課長の職にある者
- 二 審査の対象となる業務発明等に関係する課及び現地機関の長の職にある者のうちから会長が指名する者

#### 附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

購読料 一か年三、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十六年三月三十一日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)